

岐阜県公報

号外(一) 令和四年十二月二十七日

目次

規則

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(人事課)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(人事課)	一
岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
人事委員会規則		
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	五
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	五

規則

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十一号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年岐阜県条例第三十九号)第一条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第二項及び第三項の規定の施行期日は、令和四年十二月二十七日とする。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(令和四年岐阜県条例第四十号)の施行期日は、令和四年十二月二十七日とする。
岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和三十六年岐阜県規則第十四号)の一部を次のように改正する。
 別表第一を次のように改める。
 別表第一(第二条関係)

職員の 区分	職務 の級	技 能 労 務 給 料 表				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	給 1	138,600	190,800	212,400	258,800	286,400
2	給 2	139,500	192,100	213,600	260,100	288,300
3	給 3	140,500	193,500	215,000	261,200	290,100
4	給 4	141,400	194,700	216,200	262,300	291,600
5	給 5	142,400	195,700	217,600	263,200	293,400
6	給 6	143,400	197,200	219,000	264,200	295,000
7	給 7	144,500	198,700	220,400	265,300	296,300
8	給 8	145,500	200,100	221,800	266,200	297,500
9	給 9	146,300	201,600	223,200	267,100	299,000
10	給 10	147,300	202,600	224,800	267,800	300,800
11	給 11	148,400	203,900	226,400	268,800	302,600
12	給 12	149,500	204,900	227,900	269,700	304,400

13	150,300	206,200	229,100	270,700	305,800
14	151,300	207,300	230,600	271,700	307,500
15	152,400	208,400	232,100	272,700	309,200
16	153,400	209,500	233,500	273,600	310,800
17	154,500	210,400	234,300	274,500	312,300
18	156,000	211,600	235,000	275,600	314,000
19	157,200	212,600	235,900	276,600	315,600
20	158,400	213,600	236,900	277,500	317,300
21	159,600	214,500	237,600	278,400	318,300
22	160,800	215,600	239,100	279,300	319,700
23	162,000	216,800	240,400	280,300	321,100
24	163,200	217,700	241,400	281,100	322,600
25	164,400	218,600	242,800	281,800	323,800
26	165,900	219,500	244,000	282,600	325,300
27	167,400	220,200	245,300	283,500	326,700
28	168,900	221,200	246,600	284,400	328,100
29	170,400	222,000	247,400	285,400	329,700
30	171,800	223,200	248,600	286,500	331,000
31	173,300	224,200	249,800	287,500	332,300
32	174,900	225,000	250,900	288,500	333,500
33	176,200	225,600	252,000	289,200	334,600
34	177,900	226,700	253,100	290,200	335,600
35	179,700	227,800	254,200	291,100	336,700
36	181,400	228,900	255,200	292,200	337,900
37	183,100	229,400	256,300	292,800	339,000
38	184,600	230,500	257,300	293,700	340,100
39	186,300	231,600	258,300	294,600	341,100
40	187,800	232,700	259,300	295,600	342,100
41	189,200	233,500	260,400	296,200	343,200
42	190,600	234,500	261,600	297,200	344,200
43	191,900	235,500	262,500	298,200	345,200
44	193,300	236,400	263,800	299,100	346,200
45	194,900	237,400	264,600	299,900	347,100
46	196,200	238,300	265,600	300,800	348,100

再任用 職員以 外の職 員	47	197,600	239,100	266,700	301,700	349,200	81	224,100	262,400	295,100	321,500
	48	199,100	239,800	267,600	302,600	350,200	82	224,400	262,700	295,600	321,800
	49	200,400	240,800	268,800	303,300	351,100	83	224,700	263,000	296,100	322,200
	50	201,500	241,800	269,800	303,900	352,000	84	225,100	263,300	296,600	322,500
	51	202,600	242,800	270,900	304,700	352,900	85	225,600	263,500	297,000	322,700
	52	203,800	243,800	271,600	305,500	353,800	86	226,000	263,800	297,600	323,100
	53	205,000	244,800	272,300	306,100	354,600	87	226,500	264,100	298,200	323,400
	54	206,100	245,800	273,200	306,900	355,400	88	227,200	264,400	298,800	323,600
	55	207,000	246,600	274,200	307,600	356,200	89	227,600	264,600	299,100	323,800
	56	208,100	247,400	275,200	308,300	356,900	90	228,100	264,800	299,600	324,100
	57	209,300	248,100	276,000	309,000	357,600	91	228,600	265,200	300,100	324,400
	58	210,200	249,000	277,100	309,800	358,400	92	229,000	265,400	300,600	324,700
	59	211,200	249,900	278,200	310,600	359,300	93	229,400	265,700	301,000	324,900
	60	212,200	250,700	279,200	311,300	360,000	94	229,800	266,100	301,500	325,200
	61	213,300	251,500	280,200	311,900	360,700	95	230,200	266,500	302,000	325,500
	62	214,300	252,300	281,300	312,600	361,400	96	230,500	266,900	302,500	325,700
	63	215,200	253,200	282,200	313,300	362,100	97	230,800	267,100	302,800	325,900
	64	216,100	253,900	283,300	314,000	362,800	98	231,200	267,400	303,200	326,200
	65	216,700	254,800	284,100	314,500	363,400	99	231,600	267,600	303,700	326,500
	66	217,500	255,400	284,900	315,100	364,000	100	232,000	267,900	304,200	326,700
	67	218,200	256,100	285,700	315,700	364,500	101	232,400	268,200	304,600	326,900
	68	218,900	256,600	286,600	316,300	365,000	102	232,800	268,400	305,000	
	69	219,400	257,300	287,200	316,900	365,400	103	233,200	268,700	305,300	
	70	219,800	257,900	288,000	317,300		104	233,600	269,000	305,700	
	71	220,100	258,300	288,800	317,800		105	234,000	269,200	306,000	
	72	220,400	258,700	289,500	318,300		106	234,500	269,400	306,400	
	73	220,600	259,000	290,300	318,600		107	234,800	269,700	306,800	
	74	221,000	259,400	291,100	319,100		108	235,300	269,900	307,200	
	75	221,500	259,900	291,900	319,600		109	235,500	270,200	307,500	
	76	222,100	260,400	292,700	320,100		110	235,900	270,500	307,900	
	77	222,300	260,700	293,300	320,300		111	236,400	270,800	308,300	
	78	222,800	261,100	293,800	320,600		112	236,800	271,000	308,600	
	79	223,200	261,600	294,300	320,900		113	237,000	271,200	308,800	
	80	223,600	262,100	294,700	321,200						

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与（岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年岐阜県規則第九号。以下「平成二十七年改正規則」という。）附則第七項及び第八項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の規則の規定による給与（平成二十七年改正規則附則第七項及び第八項の規定による給与を含む。）の内払とみなす。

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 研修主事（六学級未満の学校に置かれるものを除く。以下この表において同じ。）第三十七条第四項の表中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 研修主事 第三十七条第四項の表高等学校の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 研修主事

第三十七条第四項の表特別支援学校の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 研修主事

第五十七条の五第一号イ中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に改め、同号ロ中「百分の二百」を「百分の二百十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十七条第四項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第五十七条の五の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中

33	
33	
34	
34	
35	
35	26
36	26
36	27
37	27
37	28
38	28
38	29
39	29
39	30
40	30
40	31
41	31
41	32
42	32

30	58	52	46	41	34	別表第七八の表中 に改める。	32	42
30	59	52	47	41	35		32	43
31	59	53	47	41	35		33	を
31	59	53	47	42	35		33	25
31	60	53	47	42	36		34	26
31	60	54	48	42	36		34	26
32	60	54	48	43	36		35	26
32	61	54	48	43	37		35	27
32	61	55	48	43	37		36	27
32	61	55	49	44	37		36	27
33	62	55	49	44	38		37	28
33	62	56	49	44	38		37	28
33	62	56	50	45	38		38	28
34	63	56	50	45	39		38	29
34	63	57	50	45	39		39	29
34	を	57	51	45	39		39	30
35	29	57	51	46	40		40	30
35	30	58	51	46	40		40	31
35	30	58	52	46	40	41	31	

に改める。	45	49	33	別表第七二の表中 に改める。	60	53	47	42	36
	55	46	34		60	54	47	42	36
	46	50	34		60	54	47	43	36
	47	50	34		61	54	47	43	37
	47	51	34		61	55	48	43	37
	48	51	35		62	55	48	44	37
	48	52	35		62	55	48	44	38
	49	52	35		34	56	48	44	38
	49	53	36		34	56	48	45	38
	50	53	36		35	56	49	45	39
	50	53	36		35	57	49	45	39
	51	54	37		36	57	50	45	39
	51	54	38		36	57	50	45	40
	52	54	39		37	57	51	46	40
	52	55	に		37	58	51	46	40
	53	55	を		38	58	52	46	41
	53	55	46		38	58	52	46	41
	54	56	47		39	59	53	46	41
54	を	48	40	59	53	46	41		
		49	を	59	53	47	42		

55	50	43	34	別表第七への表中	56	47	58	47	別表第七水の表中
55	51	43	35		57	47	59	48	
55	51	44	35		58	48	59	48	
55	51	44	35		59	48	60	48	
55	51	45	36			49		49	
56	52	45	36		30	49		50	
56	52	46	36		30	50	41	51	
56	52	46	37		30	50	42	52	
56	52	47	37		31	51	42	53	
56	53	47	38		31	51	43	53	
57	53	48	38		31	52	43	54	
57	53	48	39		32	52	43	54	
57	53	49	39		32	53	44	55	
57	53	49	40		32	53	44	55	
57	54	49	40		33	54	44	56	
58	54	49	41		33	54	45	56	
58	54	50	41		33	55	45	57	
58	54	50	42	34	55	46	57		
58	54	50	42	34	56	46	58		

58	45	25	別表第七の表中	57	53	49	40	32	58	
58	46	26		26	57	53	49	40	32	59
59	46	26		27	58	54	49	40	33	59
59	47	27		28	58	54	49	41	33	59
59	47	27		29	58	54	50	41	34	59
60	48	28		29	58	54	50	42	34	59
60	48	28		30	59	54	50	42	35	60
60	49	29		30	59	55	50	43	35	
61	50	29		30	59	55	51	43	36	29
61	51	30		30	59	55	51	44	36	30
62	52	30		30		55	51	44	37	30
62	53	31		30		55	51	45	37	30
63	54	31		30		56	52	45	37	30
	55			30		56	52	46	38	31
	56			31		56	52	46	38	31
	57	42		31		56	52	47	38	31
	57	43		31		56	53	47	39	31
	57	44	32		57	53	48	39	32	
	58	45			57	53	48	39	32	

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規
 (施行期日等)
 附則

44
45
45
46

に改める。

44
45
45
46

を

37
38
38
38
39
39
39
40
40
41
41
42
42
41
42
42
43
43
43
44

別表第七リの表中

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
44
44

る。

32

を

27
27
28
28
28
28
28
28
29
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31

に改め

別表第七チの表中

28
28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
31

23
24
24
24
24
25
25
25
25
26
26
26
27
27

に改める。

24
24
25
25
25
25
26
26
26
27
27
27
27
28

を

21
22
22
22
22
23
23

57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61

に

22
22
23
23

43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56

則(以下「新規則」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給が改正前の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(以下「旧規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

令和四年十二月二十七日発行

発行者 岐阜県

発行所 岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社